

## 安全衛生に係る優良事業場に対する厚生労働大臣賞（優良賞）表彰基準

次のアに掲げる共通評価事項のすべてを満たし、かつ、イに示す選択評価事項のいずれか一について都道府県労働局長が特に優秀と認め、厚生労働省に推薦する事業場又は企業のうち、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業とする。

## ア 共通評価事項

- ①安全衛生管理体制が確立し効果的に運用されているとともに、事業場安全衛生規程が整備され有効に運営されていること
- ②年間安全衛生計画等が策定され、運用が徹底していること
- ③安全衛生管理組織による巡視、指導、創意工夫を凝らした自主的な安全衛生活動が活発に実施されていること
- ④職業生活全般を通じた各段階における安全衛生教育が実施されていること
- ⑤直近の労働者災害補償保険に係る収支率(じん肺等り病の時期の判定が困難なものに対する分を除いた収支率とする)が10%以下であり、かつ、メリット制適用事業場にあつては、直近の労災保険率決定の際使用したメリット収支率が10%以下であること(この項については有期事業を除く。)
- ⑥過去3年間(有期事業の場合は工事開始から一貫して)、各年の度数率及び強度率が、それぞれ各年における同業種の全国平均値と比較して低いこと
- ⑦過去3年間(有期事業の場合は工事開始から一貫して)、特殊健康診断(じん肺健診及び通達に基づくものを含む。)における新規有所見者(当該事業場における業務に起因しないものを除く。じん肺管理区分の変更を含む。)の発生がなく、有害業務ごとの特殊健康診断における有所見率(当該事業場における業務に起因しないものを除く。)がそれぞれ各年における同業種の全国平均値と比較して低いこと
- ⑧過去3年間(有期事業の場合は工事開始から一貫して)、火災、爆発、崩壊等の災害(構内で発生した下請業者の災害を含む。)、労働安全衛生法その他安全衛生関係法令の違反による労働災害・事故又は食中毒若しくは伝染病の集団発生がないこと
- ⑨過去3年間(有期事業の場合は工事開始から一貫して)、労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反がなく、かつ、現にこれらの法規の安全衛生関係条項について違反がないこと
- ⑩過去3年間(有期事業の場合は工事開始から一貫して)、過重労働による健康障害防止対策に係る文書指導を受けたことがないこと
- ⑪過去10年以内に、厚生労働大臣奨励賞、全国安全週間厚生労働大臣進歩賞、全国労働衛生週間厚生労働大臣努力賞、都道府県労働局長優良賞又は全国安全週間若しくは全国労働衛生週間都道府県労働局長優良賞を受賞したこと(有期事業については、この要件を必要としない。)
- ⑫過去10年以内に、厚生労働大臣優良賞又は全国安全週間若しくは全国労働衛生週間厚生労働大臣優良賞を受賞していないこと(ただしこの間に、工場の新設等施設の大幅な変更、製品の種類の変更、合併・分社等があった場合はこの限りでない。)

## イ 選択評価事項

次の①から④までの選択評価事項のうち、都道府県労働局長が推薦に当たって選択したいいずれかの事項について評価する。

- ①安全確保対策が他の模範であること（次の(ア)から(エ)までのすべてを満たすこと。）
- (ア) 無災害記録時間の成績(業種間で調整したもの)が、特に優れていること
  - (イ) リスクアセスメントが計画的かつ継続的に実施されており、職場のリスクを低減する取組が特に活発で他の模範であること
  - (ウ) 創意工夫と労使の協力により実施される安全衛生意識の高揚のための活動が特に活発で他の模範であること
  - (エ) 構内に下請企業の労働者が多数作業を行っている事業場においては、総合的な安全衛生管理の確立等により、当該下請事業場の災害発生率等の安全成績が特に優れていること
- ②健康確保対策が他の模範であること（次の(ア)から(オ)までのすべてを満たすこと。）
- (ア) 有害な作業環境及び一般的な作業環境について、適正な測定及び評価を実施し、その結果発見された問題点の改善が行われていること等有害業務に係る作業環境管理が特に優れていること
  - (イ) 作業方法の改善、保護具の着用及び保守管理等作業管理が特に優れていること
  - (ウ) 特殊健康診断(じん肺健診及び通達に基づくものを含む。)を確実に実施し、かつ、これらの結果に基づく就業上の措置等健康管理が特に優れていること
  - (エ) 化学物質製造・取扱事業場においては、化学物質管理（「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく措置等）が特に優れていること
  - (オ) 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策に的確に取り組んでいること
- ③健康の保持増進対策が他の模範であること（次の(ア)から(ウ)までのすべて又は(エ)から(カ)までのすべてのどちらかを満たすこと。）
- (ア) 健康の保持増進計画が策定され、健康教育及び健康相談の継続的な取組み状況が特に優れていること
  - (イ) 健康の保持増進対策に係るスタッフの養成が行われていること、若しくは、外部の機関への委託によりの確に実施され、取組み状況が特に優れていること
  - (ウ) 一般定期健康診断における有所見率が同業種における全国平均を十分に下回っていること又は長期的に減少傾向にあること
  - (エ) 具体的な心の健康づくり計画を策定し、職場環境等についての評価、問題点の把握、改善等の継続的な取組み状況が特に優れていること
  - (オ) 心の健康問題に係る相談に応じる体制が整備され、取組み状況が特に優れていること
  - (カ) 心の健康問題に係る管理者及び労働者に対する教育の取組み状況が特に優れていること
- ④快適な職場環境の形成が他の模範であること（次の(ア)から(エ)までの全てを満たすこと。）
- (ア) 快適職場推進計画を作成していること
  - (イ) 快適な職場環境の形成が安全衛生管理活動に組み込まれており、その担当部署の設置、担当者の選任がなされるとともに、労働者の意見を反映するため、衛生委員会の活用等の措置が講じられ、取組み状況が特に優れていること
  - (ウ) 快適職場指針に示されている快適な職場環境の形成についての目標に関する事項に掲げられている4つの事項のすべてについて、快適な職場環境を実現していること
  - (エ) 快適な職場環境について、中・長期的な目標を定めており、快適職場推進計画に基づいた職場環境の改善後においても、継続的な取組み状況が特に優れていること